

白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する  
多焦点眼内レンズの支給に係る実施状況報告書

都 道 府 県 名

医 療 機 関 コ ー ド

※レセプトに記載する 7 桁の数字を記載すること。

保 険 医 療 機 関 名

| 多焦点眼内レンズの種類 | 販売名 | 医療機器承認番号 | 実施回数 (※記載上の注意 4. を参照) | 患者からの徴収額 (消費税を含む。) (※記載上の注意 5. を参照) |
|-------------|-----|----------|-----------------------|-------------------------------------|
|             |     |          | 回                     | 円                                   |
|             |     |          | 回                     | 円                                   |
|             |     |          | 回                     | 円                                   |
|             |     |          | 回                     | 円                                   |
|             |     |          | 回                     | 円                                   |
|             |     |          | 回                     | 円                                   |
|             |     |          | 回                     | 円                                   |
|             |     |          | 回                     | 円                                   |
|             |     |          | 回                     | 円                                   |
|             |     |          | 回                     | 円                                   |

〔記載上の注意〕

1. 本報告については、前年 8 月 1 日から当年 7 月 31 日の実施状況を記載すること。  
なお、徴収した実績がない場合は報告の必要はない。
2. 「多焦点眼内レンズの種類」については、多焦点後房レンズ、挿入器付後房レンズのうち、該当するものを記載すること。
3. 「医療機器承認番号」について、医薬品医療機器等法上の医療機器承認番号(16桁)を記載すること。
4. 「実施回数」について、1 人の患者に対して片眼に本療養を実施した場合を 1 回として計数する。  
同じ患者に対して両眼に本療養を実施した場合は 2 回として計数し、同一レンズについて、複数患者に対して本療養を実施した場合には、総実施回数を記載すること。
5. 「患者からの徴収額」は、眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金(1 眼当たり)として医療機関内に掲示した金額を記載すること。
6. 眼鏡装用率の軽減効果を有する多焦点眼内レンズの支給に係る特別の料金に事前の報告と相違がある場合は、速やかに変更の報告を行うこと。